

第6章 施策の展開

1 体系表

※「第2・5章」関係

基本方針の考え方・推進体制

基本方針	基本理念	人権とは：一人ひとりが人間らしく生きていくために、生まれながらにして持っている大切な権利 人が個人として尊重され、安全で安心して安定した生活を送るために欠くことのできないもの 基本理念：真に人権が尊重される明るい社会をつくる キーワード：全ての人の人権が尊重され、安心して生活できる社会づくり ポイント：1 「一人ひとりが尊重される社会」 2 「共生社会」
	性格	「高知県人権尊重の社会づくり条例」第5条に規定により、知事が定める。 ●県の人権施策の基本的な考え方と推進方向を示す。 ●県の分野別方針や計画等と密接に関連を持っている。 ●個別の人権課題の施策について、推進方針と取組を示す。 ●人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権に関する研修などの取組を促す。 ●県民や企業等に連携・協働を求めていく。
	推進体制等の整備	県の推進体制 ●有識者による「高知県人権尊重の社会づくり協議会」 ●庁内組織としての「高知県人権施策推進委員会」 市町村の責務と県との連携 （公財）高知県人権啓発センターとの連携・協働 県民、企業等との連携
人権施策点検と見直し	「人権に関する実態」の公表	県内の人権侵害の実態などについて、県のホームページ等において公表する。
	人権施策の取組の進捗管理	人権施策の取組について、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、県のホームページ等において公表する。
	「人権に関する県民意識調査」の実施	5年ごとに「人権に関する県民意識調査」を実施し、その調査結果については、県のホームページ等において公表する。
	基本方針の見直し	5年ごとに必要な見直しを行う。

※「第3章」関係

人権施策の基本的な方向性

人権教育・啓発の推進	人権教育	学校教育 ●発達段階に即した人権教育の推進 ●人権教育の研究推進 ●相談支援体制の充実 ●教職員に対する研修会等の充実
	人権啓発	社会教育 ●家庭における人権感覚の定着と家庭教育支援体制の充実 ●地域社会における人権教育の推進 ●人権教育の指導内容、指導方法の工夫・改善 人権啓発 ●企業等への啓発 ●県民への啓発
特定職業従事者に対する人権教育・啓発の推進		公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員に対する人権教育・啓発などの研修の充実
相談・支援体制の充実		●相談機関相互の連携強化 ●相談機関の充実 ●保護・支援の充実 ●NPO等との連携強化

※「第4章」関係

推 進 方 針

身近な人権課題ごとの推進方針

<p>同和問題</p>	<p>同和問題は人権問題の重要な課題の一つであるとの認識のもと、その解決に向けた取組を推進し、差別のない安心して生活できる社会の実現を図ります。</p>	<p>同和問題への正しい理解と認識を深める教育・啓発活動の推進</p>
<p>女 性</p>	<p>家庭や職場、地域など、あらゆる場で男女が互いに人権を尊重し、女性が安全安心して生活できる、女性の人権が男性と対等平等に尊重される社会の実現を図ります。</p>	<p>①男女が互いの人権を尊重する教育・啓発の推進 ②あらゆる分野への女性の社会参画の推進 ③女性に対するあらゆる暴力の根絶</p>
<p>子ども</p>	<p>子ども一人ひとりが人間として尊重され、人権が守られるなかで安全安心に成長できる環境づくりを推進し、子どもがお互いの人権を尊重する社会の実現を図ります。</p>	<p>①子どもの人権を尊重した教育の推進 ②子ども自身が自他を大切にし、社会を生き抜く力を身につける教育の推進 ③いじめ、不登校、体罰根絶などの対策の推進 ④子どもの人権に関する社会的関心の喚起、意識啓発の推進 ⑤親子の対話やふれあい、地域社会での生活体験や自然体験の機会の充実 ⑥児童虐待の防止対策の充実</p>
<p>高齢者</p>	<p>高齢者の人権が尊重され、安全安心に健康で生きがいを持って生活していきける社会の実現を図ります。</p>	<p>①高齢者への理解を深める教育・啓発の推進 ②世代を越えた交流やふれあいの機会の充実 ③高齢者の雇用や社会参加の促進 ④高齢者の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実</p>
<p>障害者</p>	<p>障害のある人もない人も互いに支え合い、地域で共に生活し活動できる安全安心な社会の実現を図ります。</p>	<p>①障害及び障害のある人に対する正しい知識の普及のための教育・啓発の推進 ②障害のある子どももいない子どもも共に学び、共に育つ交流及び共同学習の推進 ③障害のある子どもの自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援する特別支援教育の推進 ④障害のある人との交流やふれあいの機会の充実 ⑤障害のある人の雇用の促進や働きやすい環境の整備 ⑥障害のある人の人権擁護・権利擁護等に関する取組の充実 ⑦障害のある人への差別解消に向けた取組の推進 ⑧「ひとにやさしいまちづくり」の推進</p>

身近な人権課題ごとの推進方針	HIV感染者等	エイズ患者・HIV感染者等	患者・感染者が差別を受けることなく、安心して治療を受け、地域で共に生活できる社会の実現を図ります。	①エイズ等の感染症について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②感染予防対策を通じた啓発活動の実施や正しい情報の提供 ③エイズ患者・HIV感染者への相談・支援体制の充実
		ハンセン病元患者等	ハンセン病元患者等が差別を受けることなく、安心して生活できる社会の実現を図ります。	①ハンセン病について正しい知識を身に付ける教育の推進 ②ハンセン病について正しい知識の普及・啓発活動の推進 ③ハンセン病元患者等への支援体制の充実
	外国人	多様な文化や民族の違いを理解し、外国人にとっても安心して暮らしやすい、差別や偏見のない社会の実現を図ります。	①多様な文化を理解し合う教育・啓発の推進 ②外国人との交流やふれあいの機会の充実 ③外国人が暮らしやすい地域社会づくりの推進	
	犯罪被害者等	犯罪被害者等の受けた被害の早期回復・軽減を図るとともに、犯罪被害者等を県民全体で支え、安心して生活できる社会の実現を図ります。	①犯罪被害者等の人権を守るための教育・啓発の推進 ②犯罪被害者等への相談・支援体制の充実	
	インターネットによる人権侵害	インターネットによる人権侵害について、その予防と対応に努め、被害者にも加害者にもならない安心して生活できる社会の実現を図ります。	①インターネットによる人権侵害を予防するための教育・啓発活動の推進 ②インターネットによる人権侵害のおそれのある書き込みなどについての対応策の周知	
	災害と人権	災害時においても、全ての人の人権が守られ、安心して生活が送れる社会の実現を図ります。	①災害時の人権への配慮に関する教育・啓発の推進 ②人権の視点にたった災害時の対応に関する体制づくりの推進	
	性的指向・性自認	社会全体が、性的指向や性自認を理由とする偏見や差別をなくし、多様性が尊重される社会の実現を図ります。	①性の多様性についての理解を深めるための教育・啓発の推進 ②性的指向や性自認を理由とした偏見や差別に対する相談や支援体制の充実	
	その他の人権課題	アイヌの人々、刑を終えて出所した人、北朝鮮当局による拉致問題等、ホームレス、人身取引、他の人権課題（様々なハラスメント、自死遺族に対する人権侵害、貧困問題、プライバシーや個人情報の保護など）		